堺市監査委員公表第２０号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定により、次のとおり公表する。

令和８年５月２７日

堺市監査委員　伊豆丸　精　二
同　大　林　健　二
同　原　繭　子
同　澤　由　美

監査結果に基づく措置通知書

監　査　の　種　類	出資団体監査 （地方独立行政法人堺市立病院機構）
監　査　実　施　期　間	令和７年８月１日　～　令和７年12月22日
措置を講じた部局等	健康福祉局　健康部　健康医療政策課 地方独立行政法人堺市立病院機構

指　摘　事　項　等	措置内容	所管部課等
１　規程等について (1)　病院機構の規程を確認したところ、以下のものがあった。		
ア　会計規程では、財務諸表として作成する書類について規定されているが、地方独立行政法人会計基準で定められている行政コスト計算書及び純資産変動計算書の規定がなかった。	当法人の財務諸表等は、令和４年８月31日の地方独立行政法人会計基準の改正に伴い、新基準に基づいて作成していましたが、当法人の会計規程の改正は失念していました。 御指摘を受け、当該規程は令和７年10月１日付けで改正しました。なお、現行の財務諸表等は新基準に基づき作成したものであるため、会計上の不具合や実務上の支障は発生していません。今後の対策として、堺市や監査法人と情報共有を密にし、地方独立行政法人会計基準の改正が行われた際には、その内容を漏れなく把握し、必要に応じて速やかに当該規程の改正を行います。	地方独立行政法人堺市立病院機構
イ　個人情報保護規程において、個人情報の保護に関する法律の条項を引用している条文がある	個人情報保護規程（以下「規程」といいます。）の直近の改正は令和５年11月１日であ	地方独立行政法人堺市立病院機構

が、引用条項を誤っているものがあった。	り、これは個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）の改正に伴い、堺市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「条例」といいます。）において当法人が堺市の実施機関から除外されたため、法の施行に必要な規程の改正を行ったものです。 改正前の規程は条例を適用すると定めていたこともあり、令和5年度の規程改正時にも条例を参照しましたが、本件指摘箇所について地方独立行政法人が用いるべき条項の存在を見落とし、条例と同じ条項を適用したものでした。 法適用条項の誤りとして、令和7年11月1日付けで理事長専決処分にて規程改正済みであり、令和7年11月理事会にて報告しました。 再発防止策として、規程の制定や改廃時の起案決裁処理の際は、引用法令を添付し、必ず引用箇所にマーカー処理を行うことでチェック機能を高めています。 また、所管部署で作成された規程案を受領し、起案業務を担う部署である総務課内では本件の詳細及び上記改善策について周知徹底しました。さらに、事務部門全体にも適正な文書業務に対する意識向上のために、本件の詳細及び規程改正依頼の際には、所管	

	部署においても適用する法令や条項の適正性についても十分に確認するように周知しました。 総務課職員は法務事務の知識やスキル向上を目的として外部研修受講を予定しています。あわせて、法令改廃などの情報把握や当法人規程の改廃業務を正確に実施するためのサポート機能を有する規程管理システムの導入を進めます。	
ウ　職員給与規程の特例を定める規程について、地方独立行政法人法及び地方独立行政法人堺市立病院機構規程等の制定等に関する規程により、ホームページにより公表しなければならないにもかかわらず、これを行っていなかった。	職員給与規程の特例を定める規程（以下「特例規程」といいます。）の制定は令和6年12月28日であり、直近の改正は令和7年10月1日の支給対象範囲の拡大に関する改正です。 特例規程の制定や改正については、地方独立行政法人法第57条第2項に基づき設立団体の長への届出は行っていたものの、職員給与規程の「特例」ということからホームページでの公表手続の必要性を認識できていなかったものです。 御指摘を受け、令和7年9月19日付けで、ホームページの情報公開ページの各種規程等の項目として特例規程を掲載しました。 今後の対策として、同様の公表漏れのないように、規程の制定や改正時に作業上必ず	地方独立行政法人堺市立病院機構

	用いるデータフォルダ名に「報告・公表必要」等の文言を追記し、視覚的に認識可能としました。 　また、地方独立行政法人法や労働基準法において届出や公表の必要のある規程を把握するための一覧表を整備し、事務決裁処理時に資料添付しチェック機能を向上させています。 　さらに、現在は職員がホームページに規程の掲載作業を行っていますが、法人として適正な規程の管理が行えるよう、改正処理が完了した時点でホームページに自動掲載される機能を有する規程管理システムの導入を進めます。	
4　事業運営について (1) 堺市立総合医療センター医事業務等の基本仕様書では、診療情報管理責任者が診療記録業務責任者を兼務すること並びに統括責任者及び副統括責任者が他の業務場所を兼務することは、禁止されている。また、統括責任者、副統括責任者、診療情報管理責任者、診療報酬請求管理責任者及び各セクションの業務責任者等（以下「業務責任者等」という。）の配置人数等について定められている。 　しかし、診療情報管理責任者と診療記録業務責任者について、令和5年6月以降、同一従事者が担当していた。また、統括責任者及び副統括責任者は令和7年2月以降、	本件は、受注者における人員確保の遅れに加え、当法人において業務責任者等の配置状況を基本仕様書の要件と照合し、契約条件を満たしているかという観点から継続的に確認・評価する管理体制が十分に機能していませんでした。また、配置上の課題を認識した際に、「このままでは契約上問題が生じる可能性がある」といった問題意識を共有し、組織として是正に向けた対応を検討する仕組みが十分でなかったことが要因として挙げられます。 　加えて、人員配置に関する	地方独立行政法人堺市立病院機構

会計担当部門の業務も兼ねて行うことがあった。加えて、基本仕様書で定められている診療報酬請求管理責任者及び会計担当部門の業務責任者(2名配置することとされている者のうち1名）について、令和7年4月以降それぞれ欠員となっていた。 以上のように、複数の業務責任者等の不適切な配置や欠員が長期間にわたり継続していた。	情報が特定部署にとどまり、関係部署間での横断的な情報共有や相談・連携が十分に行われていなかったことにより、是正要請が口頭対応にとどまったことで、文書による是正要請の実施が遅れました。このため、是正の必要性が明確に整理・共有されないまま、基本仕様書の要件を満たさない配置や欠員の状態が長期間継続する結果となりました。 当法人は受注者に対し、基本仕様書の遵守を前提とした人員配置の是正を監査指摘前より業務報告会等において口頭で指示していましたが、指摘を踏まえ早期に是正を図るため、令和7年11月4日に文書にて要請しました。令和7年11月12日、基本仕様書で禁止されている兼務状態の解消及び業務責任者等の配置要件を満たす体制への是正に関し、受注者から文書による回答が提出され、令和7年12月1日時点で基本仕様書に基づく人員配置が確保されていることを確認しています。 今後、同様の事案を再発させないため、①基本仕様書に定める業務責任者等の配置状況について、定期的に書面で確認し、関係部署間で共有の上、記録、保存します。②仕様書不適合（不適切な配置又は欠員）が認められた場合には、	

	速やかに口頭による是正指示を行います。不適合が一定期間継続し、是正が十分に図られない場合には、より厳格な措置として、文書による是正要求を遅滞なく行い、契約に基づく委託料の減額請求等の措置を講じます。その他、必要に応じて是正計画の提出を求めるなど、実効性のある是正措置を講じ、その対応状況及び判断経緯を記録・管理します。 業務責任者等の適正配置は受注者の責務である一方、契約の履行状況を適切に管理・監督する責任は当法人にもあるとの認識のもと、本件については、弁護士を交えて委託料の返還を検討しています。 今後は、基本仕様書に基づく厳格な契約管理を徹底することにより、医事業務の安定的な継続という病院運営上の要請の達成につなげます。 また、関係部署間の連携を強化し、問題の早期把握と是正につながる管理体制の構築を進めます。	